

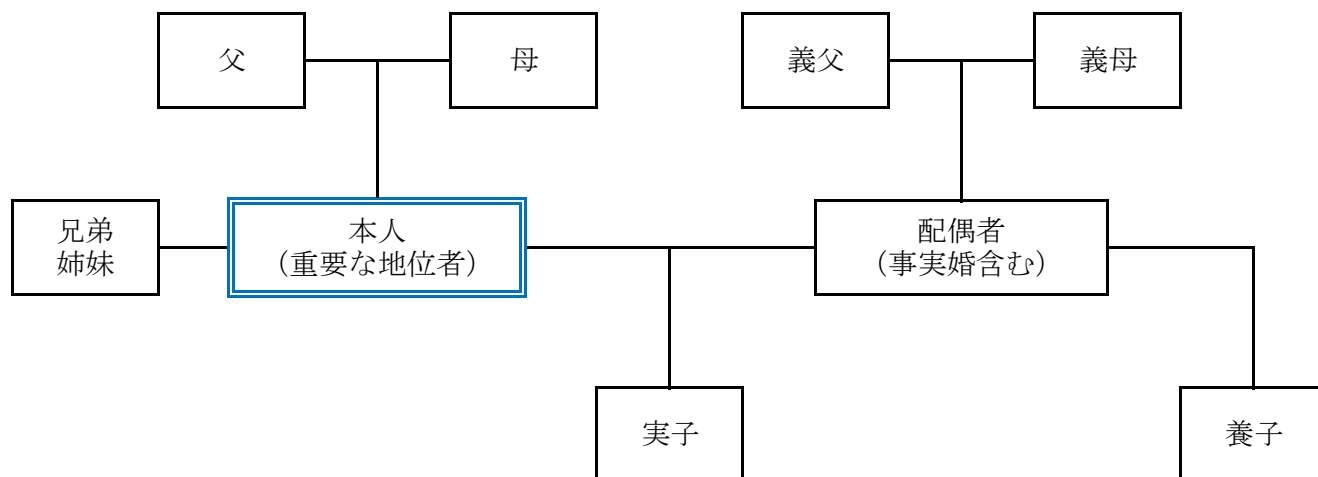
外国政府等において重要な地位にある方について

「外国政府等において重要な地位にある方」とは、外国の元首、外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方（注1）（過去にその地位にあった方も含みます。）およびその家族（注2）の方を指します。

（注1）

- ・わが国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
- ・わが国における衆参議員議長、副議長に相当する職
- ・わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認をうけなければならない法人の役員

（注2） 家族の範囲



「外国政府等において重要な地位にある方」は、取引時確認の厳格な確認の対象となります。

すでに取引時確認が行われていても、新たに別の預金口座などのお取引を行う場合には、複数の本人確認書類のご提示をいただくなど、再度確認させていただきます。また、200万円を超える取引を行う場合などは、資産および収入について確認をさせていただきます。